

防犯カメラ整備事業補助金制度のあらまし

市では、高齢者や子どもの見守り、犯罪の抑止等を目的として自治会等が設置を行う防犯カメラについて、補助を行っています。

1. 補助対象（事業費が1万円以上のもの）

①防犯カメラを構成する機器の購入に係る経費

例）カメラ、録画装置、中継器など

②防犯カメラの設置に必要な工事費を含む経費

例）ケーブル、設置を示すプレートなど

※電気代や修理費等の維持管理費は対象となりません。

下記要件を満たすものを対象とします。（詳細は要領をご確認ください。）

- ① 自治会等が、その地域内に設置すること。
- ② 特定の場所に継続的に設置し、昼夜を通して録画すること。
- ③ 道路、公園その他の公共の場所を中心に撮影すること。
※撮影範囲に個人宅がやむなく入る場合は、同意を得てください。
※マンション等の住宅、駐車場、事業所、神社、仏閣等の私有財産の管理に供せられる目的での設置は対象外。
- ④防犯カメラが設置されている旨及び設置者の名称を表示すること。
- ⑤管理等以外において、画像の閲覧ができないようにすること。
※常に画像がモニターに映されている等のカメラは対象となりません。
- ⑥京都府が定める「防犯カメラの管理・運営に関するガイドライン（※）」に基づき、管理運用規程を定めること。
※府ホームページに掲載しています。
- ⑦設置場所の所有者（権利を有するもの）の同意を得ること。
- ⑧防犯カメラを設置することについて、道路法その他の法令に基づく許可等が必要な場合は、当該許可等を受けること。
※設置に係る許可関係の相談・申請先は要領に記載しています。

2. 補助金額

①必要な事業（工事）費の1/3（千円未満切り捨て）

②限度額

1台につき5万円

（1の自治会等につき2台に係る費用を限度とする）

3. 注意事項

- ①工事は補助金交付決定後に着手をしてください。事前に着手した場合は、補助金の対象となりません。
- ②本補助金を利用して設置された防犯カメラについては、その設置場所等を関係機関に情報提供する場合がありますので、ご了承ください。

【お問い合わせ先】

〒625-8555 舞鶴市字北吸1044

舞鶴市役所 市民協働推進課（本館2階海側）

電話：66-1073、ファクス：62-9891

◆防犯カメラ整備事業補助金の手続きについて◆

1. 市民協働推進課へ相談

整備内容がわかる資料（見積書、設置箇所の写真等）を持って、市民協働推進課にご相談ください。

2. 現地確認の立会と補助金申請書類の受取

- ①補助金申請前に職員が現地確認を行いますので、立会をお願いします。
- ②現地確認時に補助金交付申請書をお渡しします。

3. 補助金交付申請書の提出

<提出書類>

- ・補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書
- ・見積書又は工事費内訳書（2者からの見積書等が必要）
- ・防犯カメラの仕様がわかる資料（仕様書、カタログなど）
- ・配置図、付近見取図
- ・設置場所の現状写真

4. 補助金の交付決定通知と工事の着工

補助金交付決定通知が届いたら、工事に着手してください。

5. 工事完了の報告と事業実績報告書の提出

- ①工事が完了したら市民協働推進課までご報告をお願いします。
（職員が現地確認を行います）
- ②施工業者に工事代金を支払った後、事業実績報告書を提出してください。

6. 事業実績報告書類の提出

<提出書類>

- ・実績報告書、工事完成届、収支決算書
- ・設置後の現況写真（カメラ、録画装置及びプレートなど）
- ・撮影された画像
- ・領収書の写し
- ・防犯カメラの管理運用規程

7. 補助金の額の確定

- ・市民協働推進課から、補助金の額の確定通知が届きます。
- ・市民協働推進課から、申請者に補助金をお支払いします。

8. その他

工事内容（金額）に変更があった場合は、速やかに市民協働推進課まで連絡してください。